

令和 2 年度原子力規制委員会臨時会議

第 51 回会議議事要旨

令和 3 年 1 月 2 6 日（火）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会臨時会議 第51回会議

令和3年1月26日

10:30～12:35

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題1：中央制御室外原子炉停止盤のデジタル化に伴う核物質防護規定の変更認可申請に対する審査書の取りまとめについて

”

議題2：日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工事業許可処分(MOX燃料加工施設)に係る異議申立てに対する決定について(案)

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、山田核物質・放射線総括審議官、市村原子力規制部長、森下原子力規制企画課長、児嶋総務課長、

吉川安全規制管理官(核セキュリティ担当)事務代理、渋谷上席核物質防護対策官、布村参事官(法務担当)、長谷川安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田安全規制管理官(地震・津波審査担当)、  
他

- 冒頭、更田委員長から、本日の議題に関し、議題 1 の審議及び資料は、核物質防護に関する審議内容及び資料に不開示情報が含まれ情報公開法における不開示情報を取り扱うため、原子力規制委員会議事運営要領 7 条及び 8 条の規定に基づき、非公開で開催すること、また、本日の資料のうち公開可能なものは、原子力規制委員会ホームページで公開することとした。
- 議題 1 について、事務局より資料 1 に基づき、中央制御室外原子炉停止盤のデジタル化に伴う核物質防護規定の変更認可申請に対する審査書のとりまとめについて説明した。
- 原子力規制委員会は、デジタル化した中央制御室外原子炉停止盤の安全側への影響について、どのような確認を行っているのか説明することを指示し、事務局より関係部署と調整し説明する旨、回答した。
- 議題 2 について、冒頭、更田委員長から、本議題は、当委員会が経済産業大臣より引き継いだ処分の違法性や不当性の有無について審理するという異議申立ての手續の性質に鑑み、原子力規制委員会議事運営要領第 7 条の規定に基づき、非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。
- 審理官である布村参事官から、資料 2 に基づき、日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工事業許可処分（MOX 燃料加工施設）（以下「本件事業許可」という。）に係る異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について、説明を行った。
- 本件異議申立てにつき、原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 13 条第 1 項に基づき処分した本件事業許可に違法性ないし不当性はないことを確認し、決定書案のとおり決定した。
- その他、核物質防護に関するトピックとして、事務局より、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における I D カードの不正使用について説明した。

文責：核セキュリティ部門（議題 1、その他）

核燃料施設審査部門、地震・津波審査部門（議題 2）